

宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付要綱

平成17年6月6日告示第92号

改正 平成20年3月31日告示第43号

改正 平成22年3月26日告示第53号

改正 平成30年3月30日告示第143号

改正 令和4年5月10日告示第129号

(趣旨)

第1 この告示は、宮古港定期航路の利用を促進し、宮古港の振興を図るため、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路（以下「宮古港定期航路」という。）を利用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 宮古港定期航路を利用して行う輸出入

(2) 補助対象事業者 補助事業を行う個人又は法人

(補助金の額)

第3 補助金の額は、コンテナ1個につき2万円（コンテナの種別につき同額）とする。

(補助金の交付申請等)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 宮古港定期航路での輸出入の実績を証する書類

(2) 宮古港定期航路での輸出入の相手国を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、補助事業を実施した日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 補助対象事業者は、第1項の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(補助金の交付期間)

第5 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象事業者が行った最初の補助金の申請に係る補助事業を実施した日の属する月から起算して、60月以内とする。

(補助金交付の決定等)

第6 市長は、第4の申請書の提出があったときは、書類を審査し、必要があると認め

るときは、申請書の記載内容について変更を指示することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該補助金の額を確定し、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求等）

第7 第6第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
（補助金の交付）

第8 市長は、第7の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（補助金の交付の取消し又は返還）

第9 市長は、補助金の交付決定通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) この告示に基づく指示に違反したとき。
- (3) 申請書及び関連の添付書類等に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (4) その他不正な行為があると認められたとき。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成17年6月6日告示第92号）

この告示は、平成17年7月11日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第43号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第53号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第143号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月10日告示第129号）

この告示は、令和4年5月10日から施行する。

様式第2号（第6関係）

宮古市指令第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付要綱第6第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額及び確定額 金 円

様式第3号（第7、第8関係）

年 月 日

宮古市長

様

住 所

名 称

代表者職・氏名

宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定された宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金について、宮古港定期コンテナ・フィーダー航路利用奨励補助金交付要綱第7の規定により下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

金

円

※ 振込み先

金融機関名

支店名

普通・当座

口座番号